

DBの掛金設定の弾力化について

DB掛金設定の弾力化措置(案)

- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、DBの財政状況や企業の経営状況の悪化が見込まれる。
- このため、2008(平成20)年の金融危機(リーマンショック)当時の弾力化措置と同様の措置を講じることとしてはどうか。
- ただし、財政の健全性の確保や受給権保護の観点から、規約変更を必要とするなど手続面を改めて整理してはどうか。

弾力化措置(案)

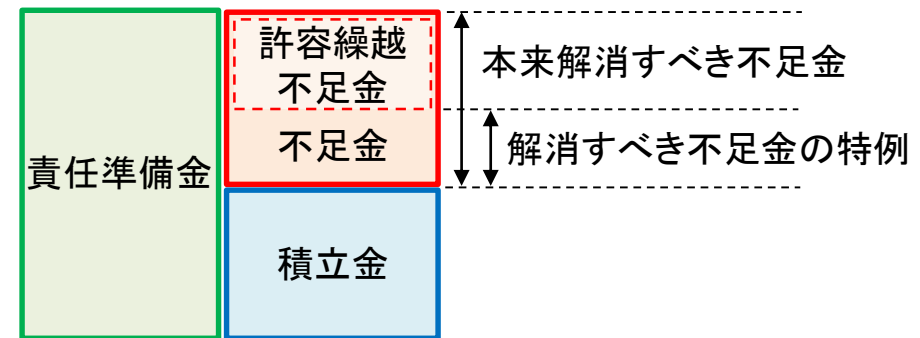
(1) 掛金の追加拠出に係る特例

2019(令和元)年度決算に基づく財政検証や財政再計算の結果として、掛金引上げが必要となったDBで経営状況の悪化により掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの間、掛金(標準掛金・特別掛金・特例掛金)の引上げの猶予を認める。

※ 必要に応じて対象期間の延長を検討する(金融危機当時の弾力化措置の対象期間については、施行後の経済情勢等を踏まえて1年間延長している)。

(2) 継続基準に基づく不足金の額の特例

2020(令和2)年3月31日から2022(令和4)年3月31日までの間の日を計算基準日として、継続基準に抵触した場合の財政計算については、解消すべき不足金から、許容繰越不足金の全部又は一部を控除することを可能とする。



※ 許容繰越不足金とは、責任準備金に対して積立不足が発生していても掛金見直しが不要とされる不足金をいい、許容繰越不足金の算定方法は次の3つの方法から選択する。

- ① 標準掛金収入現価 × 15%を上限として規約に定める率 とする方法
- ② 責任準備金 × 15%を上限として規約に定める率 とする方法
- ③ 上記①②のうち、いずれか低い額とする方法

弾力化措置に係る手続

- 弾力化措置の適用に当たっては、財政の健全性の確保や受給権保護に留意する必要があることから、以下のとおり取り扱うこととしてはどうか。
 - ① 規約変更を求めることとする。
 - ・ 規約では、掛金について適用を受ける特例の内容や適用期間などを記載。
 - ・ 「(1)追加掛金の拠出に係る特例」を適用する場合は、規約変更の際に、経営状況の悪化を示す根拠として、実施事業所の事業に係る収入の減少率など客観的なデータの提出を求める。
※ 取扱いの詳細は、通知において示す。
 - ② 事後的な評価が可能となるよう、適用実績の管理・公表を行うこととする。
- 各DBにおける規約変更の準備期間を考慮すれば、早期に省令改正を行う必要があるのではないかと。

(参考)確定給付企業年金(DB)の財政運営の流れ

